

会 議 録

会議名称	平成23年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成24年1月20日(金) 午後2時～午後5時
開催場所	佐倉市役所議会棟2階 第四委員会室
出席者等	委 員：橋岡委員、久野委員、萩原委員、久保委員、清宮委員、 秀島委員、伊藤(芳)委員、佐藤委員、大野委員、伊藤(祐)委員 東田委員、伊藤(桂)員、徳永委員、高木委員、木村委員、 事 務 局：石井健康こども部長 子育て支援課 石渡課長、高橋副主幹、山本副主幹、 野口副主幹、長谷川主査、滋野主査、小林主査補 酒井主任主事
会議議題	(1) 諮問第1号 佐倉市保育園等の在り方に関する基本方針（素案）について（審議、答申）
会議経過	別紙、平成23年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

平成23年度 第3回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

【1 佐倉市健康こども部長あいさつ】

【2 委員長及び副委員長あいさつ】

【3 議事】

●議題1 諮問第1号 佐倉市保育園等の在り方に関する基本方針 (素案) について (審議)

資料1. 佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針 (素案)

資料2. 佐倉市保育園の今後の在り方に関する基本方針 (素案)【要旨】

資料3. 佐倉市児童センター・学童保育所の今後の在り方に関する基本方針 (素案)【要旨】

【保育園の今後の在り方に関する基本方針素案について】

(事務局説明)

資料2「佐倉市保育園の今後の在り方に関する基本方針 (素案)【要旨】」により基本方針 (素案) の保育園部分の概要を説明。

(委員長)

肯定的な視点と問題提起的な視点があると思いますが、具体的なご意見があれば、手短かにお願いします。

(委員)

基本的な考え方について、いかに多くの児童に良質なサービスを提供できるかという部分で、前回大変よい議論ができたと思いますが、子どもの最善の利益を絶対忘れずという部分で、運営体制の問題がなぜ公立保育園の一部民営化になるのでしょうか。公立では正規職員が近隣市町村より非常に少ないという問題点がはっきりしています。その問題点を改善するために、一方の園を民営化してその正規職員をこちらに寄せるという考え方は、いかがなものでしょうか。

それから保育園は、働いている親だけでなく、子育てに悩んでいるお母さんたちの拠り所として、地域の子育てを担っています。正規の

職員が少ない中で、園庭解放などいろいろな役割を担っていて、本当に大変です。民間保育園でも子育て支援センターの役割をなさっているということですが、公立保育園の機能を充実させ、もっと役割を果たせるよう、歩いていける距離にセンターを作っていくことが求められています。親の質が変わったという言い方や、親育ても必要ということがあちこち言われています。教育にもつながっていきます。

こういうことを佐倉市としてしっかり政策に位置付け、人間を育てるという観点で幼児保育を位置付けていくという観点が大事です。財政は黒字を続けていますし、予算を回せないほど逼迫してはいません。大変な財政の中でも子育て施策を守っている市町村はたくさんあります。保育の質をいかに向上させるかという観点を一番に考えてやっていかなければなりません。

民間運営の課題として、良質な保育をしようと思えば、儲かるような事業ではないということがわかりました。国や市町村の財政支援が必要なものと考ええると、待機児童の解消を名目にして、株式会社の力を借りて受け入れ体制を作ろうというのは大変危険です。引越業者が保育事業に参入しようという例があり、どうしてかと考えますと、預かるというのが共通なのですが、荷物と同じように預かられては困ると思います。理念を持って保育事業に参入してくるところばかりではないので、そうあってはならないと思います。

（委員）

まったくそのとおりだと思います。プラスして、小1プロブレムや中1ギャップなど、切り替わりのときにうまくいかない子どもたちがたくさんいる中で、母子手帳を渡した時点から、青年期まで、トータルに子どもの育ちを見守っていかなければなりません。幼保と小学校の連携もこれからきちんと考えていかなければならないときに、8園しかない公立保育園を例えば4園にしても担っていけるのでしょうか。民間保育園は担えないところなので、これ以上減らさずに公立は公立の役割を充実させていく方がいいと思います。

（委員長）

民間保育園が担っていけないということですか。

（委員）

担っていけないということはないですが、公立が責任を持って、充実させて、民間保育園の模範となる形で、担っていくべきだと思います。

（委員）

民間保育園はそれぞれ独自の理念をもってやっていて、子どもへの愛情を持って、どういう保育が最善なものかを大事にして保育に取り組んでいます。何を模範にするかということはあると思いますが、公立保育園がすべての模範というのは違うのではないのでしょうか。

（委員）

模範という言葉は適切でなかったかもしれません。公立で民間のやり方を取り入れるのもあると思います。きちんと公立でやっていくべきではないかということです。

（委員）

子どもを預けるとしたら、どういう保育をやっているか、親が選択します。子どもが選択するわけではありません。親の価値観、基準で物差しを当てるので、親の選択肢が少ないより多い方が良いと思います。どこが基準とか、何が模範ということではなく、公立保育園は公立保育園の良さ、民間保育園は民間保育園の良さがあります。そういう観点を持っていればいいと思います。

（委員）

民間保育園だと、何時まででも預かってくれたり、日曜日も保育を行うところもあります。過去に、この委員会の中で、夜9時までの預かりは、そこまで夕飯も食べずにおやつを食べて過ごし、夜遅く家に帰って夕飯を食べるとするのは、子どもの福祉としてどうか、ただ親のニーズに合わせてやればいいのかというのはどうかという議論をして、それはやめましょうということになりました。今のお母さんは、たくさん預かってくれるところを選ぶニーズは多いです。しかし果たしてそれでいいのでしょうか。

（委員長）

確かにそれは困ります。私の保育園も社会福祉法人で、休日保育もしますとうたっています。しかし、中にはどうしても仕事があって、預けなければいけないケースもありますが、実際にはほとんど来ません。休日保育や長時間保育をやるからといってみんな来るということでもないし、そこを指導していかないといけないのが保育者だと思います。

（副委員長）

今おっしゃったのはごもっともです。もう一つ考えなければいけないのは、この委員会は圧倒的に女性が多いですが、女性の就労につい

て、女性が男性と同じように就労していこうとするときに、やむを得ず子どもを預けて働かなければ収入が得られない家庭もある中で、決して夜間に子どもを預けていたり、土日預けていたりするお母さんが、子どもに対して無責任だったり、子育てをいい加減にしているから預けているばかりでもないということです。無責任であるのは困りますが、本当に子どものためにとか、子育てをしている家族を支えるという議論では、ラベリングをしすぎず、一生懸命子育てをして、一生懸命生きている人たちを支えるために必要なことは何なのかというところの議論をしていかなければなりません。

今、経済状態が非常に悪くなっているので、ワークシェアリングで、地域によっては女性の正規就労が難しくなっていて、パート就労しかない、しかも子どもを日中預けるだけでは足りず、夜間も働かなければならない事情もあったりします。

責務のことをおっしゃりたいのだと思いますが、自分で発言することが難しいかたたちもいらっしゃいます。社会の中の一般的な「いまどきの親は」「いまどきのお母さんたちは」という言葉の中で、本当は自分で言いたいことがあるのに、一生懸命やっているのに、子育てを放棄しているとか、いい加減にしているとか、知らなくてできないだけだったりすることもあります。長時間保育をするとお母さんたちの子育てに対する意欲が低下するとか、いい加減な保育になるということばかりでもないもので、そこを留意して全体の議論を進めていかなければならないと思います。

（委員）

現在、佐倉市の 8 園ある公立保育園で、専門職の施設長はどれくらい配置されているのでしょうか。

（事務局）

施設長の要件は児童福祉法と県の基準で定められています。公立保育園の場合は、児童福祉事業に2年以上経験した者。民間保育園は保育士資格を有し、10年以上勤務経験を有するという要件のほか、要件がいくつかあります。公立保育園の園長は、保育士有資格者が5園、事務職が3園。民間保育園では保育士資格によるものが5園、他の要件による施設長が5園です。

（委員）

子育てをする母親にとって何が一番大事かといえば、理念や、人材の確保です。保育指導していく心が大事です。公立保育園が悪いというわけではありませんが、それなりに専門の人に見ていただきたいで

す。今の公立保育園の体制は、2年ぐらいで人が替わって行きます。そのことが悪いわけではありませんが、専門外の職員が配置されることもあり、慣れてきたところに替わってしまうこともあります。保護者からいろいろな声があります。職員も臨時職員が半年か一年で交代します。曜日、時間で引き継ぎをしながら保育をしています。悪いとは言いませんが、子どもの保育環境に、専門の人材やノウハウを持った民間が参入してはいけないとは思いません。

（委員）

民間保育園の施設長は5園が保育士資格は持っていないということです。公立保育園は8園中3園です。今の意見はあてはまらないのではないのでしょうか。

（委員）

施設長だけでなく、職員全体がすぐに入れ替わるのがいかがかということでしょう。

（委員）

一日のうちに子どもを担当する保育士が3人替わらざるを得ない、そこを改善すべきであって、それをせずに民営化はあまりにも視点が違うのではないかと申し上げたいのです。子どもにとってどうするのがよいのかという議論をすれば、民営化にはなりません。

女性の労働力を社会が必要としています。本来、国や公で責任を持って整備しなければならないところであるのに、そうせずに、民間の中でも株式会社の力で整備するということです。社会福祉法人と株式会社は違うと思います。以前から保育の理念を持って運営されているかたとは異質な、儲けることが使命である会社。そういうところが入ってくれば、子どもにどう影響するか、おのずとわかってきます。

（委員長）

民営化でも株式会社が入るのはまずいのではないかというご意見です。

（委員）

公立保育園は全て勝っているという意見に感じられます。しかし、公立ゆえに問題が浮上してこない、公立ゆえに責任の所在が明確にならない、それゆえになかなか問題解決につながらない、時間がかかるということがあったのではないのでしょうか。

(副委員長)

とにかく子どもたちのために、待機児童を減らすために、資源は多様化していくことが絶対望ましいと思います。その中で佐倉市の中の公立、社会福祉法人立、企業立の保育園が、それぞれの特性を生かして、どういうバランスでどう配置されたら、佐倉市の必要な保育が充足されていくのかという観点からの議論が必要です。

前回の議論にもありましたが、子どもの特性が、個別性が高く、対応に苦慮するところは、どうしても公立保育園に頼らざるを得ないところはあると思います。公立保育園を強化することはなおざりにしてはいけません。ただし、選択肢の多様化の面では、社会福祉法人立のような保育園はもう少し発展するといいと思います。

日本でこの手の議論をするときに民間企業がバッシングされるのは、社会貢献という側面を理解するかしらないか、日本の企業がそれを信用してもらえているかどうかということではないでしょうか。民間企業であっても、社会貢献の理念があって、子どもたちのために何かをしたいところがないわけではないですが、みなさんの議論を聞いていると、圧倒的に信用されていません。民間の企業は社会貢献という理念をもって、子どもの事業に参入してこないだろう、だから防ぎたいというように聞こえます。

本当に佐倉市に参入している企業が、社会貢献の理念を持たずに利益追求しようとしてくれば、これは子どもたちのために防がなくてはなりません。ただ、ヨーロッパでは社会貢献を旨とした民間企業が高齢者や子どもの事業に参入している例がないではないのです。今、日本の土壌の中で、社会貢献してくれる企業がどれだけあるか、見極めるのは難しいです。

子どもたちのために、必要な支援を充足するためには、私たち大人は責任を持って良質な支援を確保したり育てたりしていくのかという、チェックすることをしなければなりません。

残された時間の中で答えるのは難しいので、答申の中で過不足がないかというところに議論を収束してはいかがでしょうか。

(委員)

最近の佐倉市の保育の状況を見ていると、公立保育園は厳しい状況にあり、民間保育園でもよい運営をしているところもあります。障害をもった子は民間保育園では難しいところがあり、公立保育園が担えばということです。株式会社で運営しているところ、電鉄会社などでは、特徴をもった保育をしています。子どもにとっていい保育をしていけば、民営化は子どもにとっていいことだと思います。

（事務局）

民間保育園１０園は、儲からない中で努力して、理念を持って運営しています。財政を圧迫して佐倉市はいいのか、それが一部です。総合的に最適な運営を目指せばということです。臨時職員・正規職員と議論がありますが、民間保育園でも皆、保育士資格を持って一生懸命やっています。民間保育園のほうが厳しく、緊張感を持ってやっています。公立保育園の中でもがんばっている人はいますが、そうでない人もいないわけではありません。公立・民間、臨時・正規、それぞれ資格を持ってがんばっています。要は公立・民間、臨時・正規だからではなく、それぞれの質の問題です。

（委員）

公立保育園を管轄する課が保育士の質についてそのような発言をするのは問題があります。質に問題があるのであれば、それを教育するのが課の役割です。地域での子育てが今は大変で、悩んでいるお母さんはいっぱいいます。そういうお母さんの対応をする保育士は、本当に大変です。十分な研修を行っているのですか。逆にそちらが問題です。

（事務局）

公立保育園がだらしく、民間保育園がしっかりしているということではありません。

（副委員長）

委員会なので、委員の発言を尊重していただいてはいかがでしょう。

（委員）

保育の根幹は人格教育です。人格が育てられなかったら、何を教え、育てられるでしょうか。職員体制も人がどんどん替わって行くのは、子どもの人格にどういう影響を与えるでしょうか。言うならば、人の顔色見て育つのがいいのか悪いのか。本当は人の顔色見ないで育てたいのです。そこが保育のもっとも根幹のところだと思います。ですから、私の保育園ではできるだけ正規職員を中心に、補助的にパートを配置しています。これをしなければ、どんなにいい保育やってると言っても、それは付帯的なものであって、基本的なものではありません。

財源見ると公立保育園がいかに大変かわかりますから、公立保育園を少なくして、正規職員を入れて、人格教育の質を高め、保育者の質を高めるところに絞って、そこはぼやかしてはいけません。

事業者の選定について、社会資源を活かすという意味ではいろんな業者があってもよいと思います。しかし、株式会社の社会的信用度合いに不安感を持っているのは確かです。優先順位を付けて、第一に社会福祉法人で募集をかけ、なかったら次にどうするかというところで、業者選定の在り方は考えてやらないとなりません。

（委員長）

市町村によっては絶対に社会福祉法人でというところもあります。

（委員）

民営化について特に意見ということはないですが、自分も臨時職員として働いていて感じるのですが、働いている者の声が市へ届いておらず、チグハグなことが行われているように思います。本当の声が届いているのでしょうか。

（委員）

一日に何人も保育の担当が変わるのが人格形成上よくないのであって、そこを解決していかなければなりません。一部を民営化して職員を寄せることで正規職員の比率を高めるのではなく、今の8園で正規職員の比率を高めるのが大事と申し上げています。

株式会社の問題については、園庭のない保育園が増えていますが、園庭がないマンションの一室のような場所での保育が増えようとしていることが、子どもの人格形成上よくないのではないのでしょうか。

（委員）

地域性もあります。土地が限られたところしかないところと、佐倉のようにまだまだあるところとは違います。ある市では株式会社でもなんでもやって、失敗もありました。しかし、ある市町村では、株式会社の質的な保証を確保してこうという形でやっています。社会福祉法人だけに絞るのも社会資源の利用としてはどうでしょうか。株式会社を入れてもいいが、優先順位を付けて。社会福祉法人が確保できれば確保、できなければ社会資源を利用する方法はあります。

（副委員長）

認可要件を厳密化するということで、園庭のない保育園は認めないということを運営上でやっていけばよいことだと思います。

（委員長）

そろそろまとめたいと思います。

（委員）

私は保護者代表という枠でこの委員会に参加していますが、自分の子どもは保育園には預けていません。今日ここに来るまでは民営化にはノーと言いたかったのですが、今日みなさんの話を聞くにつれ、どうしていいかわからなくなってしまいました。非常に責任が持てないと感じています。保育園にお子さんを預けているお母さんの声を代弁したいのですが、自分は預けていません。

せめて方針の素案を保育園に置いていただき、保護者に見ていただき、そこに意見箱などを設置するなどしていただきたい。ママの声もないところで決まって行くのはよくないと思います。

（委員長）

これで決定するわけではありませんが、答申をしなければいけないこともあります。今から各園に配布するのも、不可能かと思いますが。

（委員）

市のパブリック・コメントは、よく告知されないまま、短い期間でいつの間にか終わってしまったということが多いので、きちんと当事者の保護者に説明し、この期間にパブリック・コメントをやるということ、ご意見をいただきたいということを、きちんと告示して、生の声を聞いていただきたいと思います。

（委員長）

どこの市町村も、公立保育園が民間保育園になるときは、保護者の声をたくさん聞いています。

（委員）

民営化する保育園が決まって、移行する段階での説明会ではなく、もっと前に保護者の意見をたくさん聞いていただきたいと思います。

（委員）

まず、民営化は少し早いという観点から申し上げます。本当は賛成ですが、母親の声を聞くと、みんな心配を持っています。親の声をもう少し聞いていただきたい。親のために話をしていただきたい。例えば新潟県の知事は、問題があれば住民と徹底して話し合いを行い、その中で了解を得ていくやり方を取っています。パブリックコメントではなくて、親の意見を、実際の声を、何回か地区別に聞く機会を設けてほしいと思います。

2つ目として、子育ては福祉という考え方が強かったのですが、私は、

子どもが育つ、学校教育、家庭でのしつけ、子ども同士が遊ぶということに対して、スウェーデンのように教育の一環の立場を取ります。市役所が地域でどう考えているか、その考え方が大切です。浜松市長は選挙公約で、子ども第一主義と、最優先に位置づけています。地域の明日を担うために、子どもを地域でどう育てていくか、その基本的な概念がなくてははいけません。子どもの遊びは非常に大事、それを地域でどう考えるのか。いろいろな状況な変化によって、いい子が育たない、特に家庭の教育力が落ち、小学校も学級崩壊なども言われます。それには従来の保育園のようにただ子どもを預かるのではなく、福祉という考え方を変えて、幼稚園、保育園も教育の一環として捉えてはどうかと考えています。

（委員長）

何人かのかたから保護者にとってわかりやすい情報をというご意見ありましたので、これも取り入れていきたいと思います。

（委員）

パブリック・コメントのなかで、親もちろん、保育者の意見が反映されなければいけません。預ける主体である保護者、受け止める側の主体である保育者の意見も両方あって、保育する現場でどうとらえているか、どう保育しているのか、こうあってほしいというのが反映されることもとても大事です。

（副委員長）

議論が錯綜しています。この委員会に委ねられていること、役割は何かということから、あまり議論が逸脱していかないほうがよいかと思います。案を作る場面ですべき理論と、出来上がったものに意見を言うのと、役割機能が違うので。

（委員）

今、親を10人集めてこの件を知っていますかと聞いたら、誰も知らないでしょう。知らないところでどんどん決まって行くのはいけないし、親の声を聞いていくのが民主主義の基本ではないでしょうか。

（副委員長）

おっしゃることは妥当で、パブリック・コメントも必要、当事者の参画も必要です。ただ、それをどの時点でどうするのかということです。この委員会としては、「こうした議論をしていくうえでは、そうした方策もとられてはいかかが」と答申するのが妥当なところでしょう。

う。

（事務局）

パブリック・コメントの実施にあたっては、期間を十分にとり、広報紙等の媒体で周知をしてから実施すべきという意見、保護者だけでなく保育現場の声も十分に聞いてほしいというご意見、また、財源にとらわれず今の制度の中で正規職員を増やすべきというご意見、公務員の枠組みの中では人事異動もあり公立保育園の置かれている状況で民営化もやむなしというご意見、両方出たのかと思われます。

（委員）

答申後のスケジュールについて確認します。保護者等の意見を聞くという意見が出たので、パブリック・コメントではなく、地域で意見を聞く機会が設けられるのでしょうか。設けたほうが良いと思います。

（委員長）

事務局で今すぐにそうしますと答えるのは厳しいと思いますが。

（委員）

そういうスケジュールにしていadakきたいという要望です。

（委員長）

事務局でまとめていただくことにしましょう。

【児童センター・学童保育所の今後の在り方について】

（事務局説明）

資料3「佐倉市児童センター・学童保育所の今後の在り方に関する基本方針（素案）【要旨】」により、基本方針（素案）の児童センター・学童保育部分の概要を説明。

（委員）

現在、光の子の学童保育所では登録者は50名ですが、部屋は30人入るといっぱいです。定員50人が一度に来ることはありませんが、夏休みは部屋を出てエントランスで勉強しなければならず、物理的な狭さを感じています。

施設整備をする余裕まったくありません。収入は、年間222万円

の運営費補助金と月 12,500 円（おやつ代込み）の保育料で、ほとんど人件費で消えてしまい、諸費用に少し充てられる程度です。開設したときのプレハブは使えなくなって、教会を建てるときにお願いして学童用の部屋を作ってもらって、そこに入っています。

施設の計画的な整備を進めること、指定管理者制度の導入という方向性はよいと思いますが、民間学童保育所との格差をどう埋めていただけるのでしょうか。公立学童保育所の保育料は 6,000 円ですが、親にとっては公立も民間も同じ利益を受けることが条件であり、民間学童保育所も 6,000 円にすべきです。同じ市民が公立学童保育所で 6,000 円、民間学童保育所で 12,000 円では、不公平感が出ます。両方 12,000 円でもいいが、一緒であることが利用者の公平であると思います。保護者負担額の格差是正をぜひ実施していただきたい。

（委員）

学童保育所を要望する人は多いです。一部屋に 60 名を預かった経験があります。50 数名が狭い部屋に入っていました。全員が集まることは普通はないのですが、雨の日はどうしても集まらなければならず、中に入ると気持ち悪くなり、私は中にいられませんでした。

そういうところに押し込められている実情があり、この定員はどう決められたのか。どうして現場の声は聴いてもらえないのか。大人でもいられないのに、子どもは大丈夫なのか。大人は出ていくこともできるが、子どもは、集まりなさいと言われます。

どんどん定員が多くなっていきましたが、そこで働いているインストラクターの声などを聞いてほしいと思います。ただ人数を割り当てられて、全学区で開所されていますというのはおかしいと思っています。

このような状態で指定管理者制度に移行していくのはどうなのか疑問です。人数が少ないところもあり、多いところもあります。少ない人数のところなら親も安心して預けられますが、差が激しいのです。

（委員長）

「安心して楽しく過ごせる場の提供」とありますが。

（委員）

佐倉の学童保育所のボランティアというかアルバイトで、跳び箱を教えたことがあります。子どもたちは体を動かしたがついています。学校の先生と提携して、放課後に先生が学童保育所に来て体力指導をするなどしてはいかがでしょうか。

学校の場所によって、プールに入っているところと、部屋にいなきやいけないところがあって、差が激しいです。他の学童保育所だったらよかったということのないようにしなければなりません。

（委員）

現在の佐倉小の学童保育所の状況はどうなっていますか。

（委員）

今は少し変わりました。60名の時代から、今は佐倉小と佐倉老幼の館に分かれています。佐倉小は教室が2つあってのびのびと広いです。学習室と遊びの部屋があります。

（委員）

佐倉老幼の館の50何名というのは、解消されているのですか。

（委員）

解消されています。過去の話です。

（事務局）

佐倉老幼の館は解消できても、一部はまだ解消できていません。学校の空き教室を待つのではなく、最悪なれば空き店舗なども検討したいと思っています。

（委員）

夏季休業中は学校も休みになり、学校も空いています。思い切って学校に引っ越すなどとはできないのでしょうか。子どもの最善の利益のためです。

（委員長）

できるのではないのでしょうか。私の孫も夏休みにアルバイトで学校に行って、教室中使って体を動かす指導をして喜ばれていました。

（委員）

ほとんどの公立学童保育所が学校内にあり、校長の考え方によって使い方に差があります。学童だから学校の生徒です。学童保育所には顔を見せない校長もいますが、様子を見に来る校長もいます。最近、親の前でもいい子、学校でもいい子を演じ、一番解放されるのが学童保育所で、そこで暴れたりするという話を聞きます。過密の中にいると子どもたちもイライラしたり、けんかになったりしますので、環境

整備もぜひやっていただきたい。

保育と学校教育の狭間にあるので、市町村によっては教育委員会が学童保育所を所管しているところも多いです。雨の日は体育館を優先的に使うとか、教育委員会と連携を密にさせていただくのが重要だと思います。

今、臨時職員だけで、責任をとれる職員が配置されていないという問題や、過密の問題をそのままにして指定管理者にするのはどのようなのでしょうか。行政の責任できちんと整備をすることが大事だと考えます。

料金は、公立・民間の平均化ということにしても、高学年は上げて良いですが、3年生までは上げるべきではないと思います。経済的に厳しい家庭は、学童保育所に預けなさい、家で待ってなさいということになります。小さいうちはお金の負担なく学童保育所に来られるようにすべきではないかと思います。

（委員）

公立学童保育所が無料から 6,000 円になったときには、ものすごい反響でした。それでも他の市からすると恵まれているということですが、困難な家庭もあるので、3年生までは配慮が必要ではないかと思います。

（委員）

指定管理者に頼む中身を決める際は、十分検討し、市で監督しながらやっていったほうが良いと思います。家族が民間学童保育所を利用していますが、民間学童保育所のほうが子どもからすると楽しい学童保育所ということで、毎日でも行きたいという感想です。保護者から見ても不満はありません。公立学童保育所より、民間学童保育所のほうが楽しそうです。できるところならそう行った方向で進められたらと思います。

（委員）

民間と公立で、一方は楽しくて、一方は楽しくないのは、どういう違いなのでしょう。

（委員）

自分の子の経験では、民間学童保育所では段ボールを使った基地遊び、庭を使った遊びなどが工夫されているのがありますが、子ども自身がおもちゃを持っていけるのが一番ではないかと思います。子どもの責任の中でおもちゃを持ってきたとしてもよいという考え方です。公

立学童保育所は絶対だめという考え方でやっています。そのあたりだけでも違うと思います。

（委員）

定員が30名ぐらいのときは、そういう遊びもできていました。児童インストラクターとしても、たくさんの児童を見なければいけないので、ケガのないように管理しなければならなくなり、これをやっちゃだめ、あれもだめと、子どもと一緒に遊ぶという観点がなくなってしまいました。それはやはり人数の問題だと思います。

（委員）

おもちゃはゲーム機の類ではないですね。

（委員）

民間学童保育所の状況は細かく把握していませんが、ふつうのおもちゃは認められているようです。

（委員）

民間学童保育所によっても児童に対してどういう保育を提供するかは違うと思います。私どもの学童保育所では家庭に代わるようなものを提供したいというのが狙いです。

子どもが友達と一緒に遊ぶ約束をしたときは、友達も学童保育所に来て一緒に遊んでもらう。学童保育所の子が友達の家に行くのもOKです。ルールを決めて、担当の職員が相手の子の家に電話をして、今から行っていいか聞きます。着いたら電話をもらいます。帰る時も「今から帰る」と電話をもらいます。

こちらとしてはかなり勇気があることで、親の会にも諮りました。子どもをここだけに閉じ込めるのではなく、地域との関わりの中で、子どもどうしの遊びは関係性を作るうえで大事なので、こうしたいと言ったら親たちは了承してくれました。

子どもにとってここに収容されているという意識ではなく、家庭の一部としてここにいられるという視点も大事です。大人が子どもを管理するだけではないということを、考えていかなければなりません。

（委員）

そのような学童保育所だったらいいと思いますし、行くのが楽しみな学童保育所であれば良いと思います。なぜ問題がだんだん出てきたかというと、佐倉市が急速に学童保育所の数を増やしたためです。インストラクターの確保が難しかったりで、問題が出てきました。指定

管理者制度を導入するだけで解消できるのでしょうか。

また、一つの指定管理者が最大7つの学童保育所を所管するという計画です。今聞いたような家庭に代わる場所としての学童保育所ができるのでしょうか。1人が7学童保育所を持つというと、そのような柔軟な対応は難しいのではないのでしょうか。

（事務局）

児童センターに責任者1人を置き、学童保育所にも他のインストラクターを責任を持って指導できる職員、継続して子どもたちの毎日を見守ることができる職員を配置することで対応します。もちろん今働いているかたも責任持って働いてもらっていますが、学童保育所にも責任ある立場で、その長として管理をしてもらう立場の人を配置する予定で考えています。

（委員）

公立ではなぜできないのですか。

（事務局）

少ない職員数の中で、正規職員数は限られていますし、今のインストラクターは非常勤の雇用体系になっていて、扶養の範囲で働きたいという人もいます。もう少し働きたい人は週5日間働いてもらっています。平成24年度は各学童保育所にできるだけ週5日働けるインストラクターを配置できないかとこちらで今調整しています。

（委員）

望ましい職員配置の状況があるのに、公立でできなくて、指定管理者でできるという保証はどこにあるのですか。

（事務局）

指定管理者の協定書や公募の条件の中で示していきます。

（委員）

今は佐倉市が全部負わなければならない状況ですから、児童センター等に責任者はいても、学童保育所まで手が回って行かないと思います。事業所が責任を持って、コアを運営して、目の行きとどいた管理と運営が可能になって行くだらうと思います。

（委員）

ほとんどの学童保育所が学校内に設置されています。同じ庁内でも

連携は難しいです。今度は指定管理者の管理になり、体育館の利用等で、学校長とスムーズに調整して行くのは難しいのではないのでしょうか。

（事務局）

基本的に、学童保育所は学校所管の施設ではなく、健康こども部の所管施設です。私どもが学校ごとに話し合いをして、校舎や体育館を使わせてもらうという形でやっているのです、指定管理者になっても問題はありせん。

（委員）

私どもの学童保育所は学校の目と鼻の先にあるので、大きい遊びのときは小学校に行きます。学校側も学童保育所をやっているのは承知しているので、許可書を書けだとか、時間はどうなってる等の詮索は一切なく、自由に校庭を使わせてもらっています。学童保育所だけでなく、保育園で運動会が雨になった時に体育館を使わせてもらうなどの場合も、手続きがありますが、書類上の問題で、借りることは問題なく、校長が替わってもスムーズにできています。民間に委託したから教育委員会や学校と連携が取れないという心配はありません。

（委員）

委員のところのように、長い間の信頼関係や実績があれば学校も安心ですが、新たな事業者が、何年間で替わっていくのでは、状況が違うのではないのでしょうか。きちんと協定の要件として入れるとか、確保しますとか、子どもにとって条件が悪くならない手だてを取らないといけないのではないのでしょうか。

（委員）

「6年生までの受け入れ拡大に向けた整備」とありますが、6年生まで受け入れの要望がすごく多いです。仮に受け入れたとしても、全員部屋の中で大変という声も聞きました。低学年と高学年で遊びが違ったりするので、子どもたちの成長に見合った受け入れの仕方、保育の仕方にも目を向けなければいけないと思います。

規約の中で、そこにいなければならない、友達の家遊びに行くこともできない、おもちゃを持ち込むこともできないというような、子どもたちが一般の家庭に帰って遊びに行くような環境とは違った中で過ごさなければならぬのはかわいそうです。先ほどの例は、昔地域で預かっていた様な運営をしていて素晴らしいと思います。そのような工夫を活かした運営になっていったらよいと思います。

（委員）

高学年の受け入れは、最初からやっていました。なぜかというとは高学年の子どもたちには、お兄さんお姉さんになって、3年生までの子どもたちのリーダーとして、遊びやプログラムを考えて、遊ばせて、自分も遊ぶのです。また、中学生のプレイリーダーを養成して、月に一回くらい土曜日に来てもらって、地域の子どもとみんなでダイナミックな遊びをするなどしています。上級生を受け入れるというのは、ただ受け入れるのではなく、上級生としての役割をどう持たせて、そこに関わらせるかという観点が大事です。

（委員長）

整備も引き続き行っていこうということ、ガキ大将がいて、昔の地域のようにやっていけたらということ、職員の研修にも時間をたくさん取ってほしいということもありましたが、大方は指定管理者に向いていくというご意見でよろしいでしょうか。

（委員）

子どもの野外遊びを指導しています。学校になじめない子が10人に1人か2人いるので、子ども付き合いができるようにするのは大事です。少子化でガキ大将と群れて遊ぶことがなくなっているので、地域でそれに代わるものをやると考えると、学童保育所は意外に大事です。地域の教育力がなくなったのなら、学校の知識教育のほかに、社会として子どもを育てていたり、仲間を作ってクリエイティブに遊ぶのも大事です。

（委員）

市の施設で指定管理者が運営するところが増えていきます。しかし、これは子どもの施設ですから、市の保育に対する責任がどう担保されるのか、大事なことです。指定管理者の実施している内容について、市はどの程度関われるのですか。

（事務局）

子どもにとって条件の悪くなることのないようにというのは重要なご意見と認識しています。ご意見として答申に整理させていただきます。

（委員長）

まとめたいと思います。

（事務局）

これまでの審議内容を踏まえて、答申をいただきたいと思います。
10分ほど休憩をいただき、いただいたご意見を事務局でまとめた
たたき台を作り、お諮りしたいと思います。

＜休憩・委員による情報交換＞

【答申について】

＜事務局より、答申のたたき台配付＞

（委員長）

事務局のたたき台についてご意見をお願いします。

（委員）

「原案は、概ね妥当と認めるものの」とありますが、「概ね妥当」とは思っていない。意義があります。待機児童対策は必要と思いますが、多様な地域の子育て支援の要望に応えられる市の責任を果たす
うで、公立保育園の民営化ではなく、公立私立合わせて地域の子育
て支援を拡充することが大事ではないでしょうか。この委員会では、
子どもの育ちをどう保証するかが使命と考えるので、そのように答申
していただきたいと思います。

（委員長）

「概ね妥当」は違うということですね。

（委員）

私は、みなさんの意見を考えると、「概ね」でよいと思います。

（両委員の意見に対し、賛成の声複数あり）

（委員）

2の「…保護者や関係者の声を十分に聞かれない。」の、声を十分
に聞くというのはパブリックコメントだけでしょうか。集会的なアプ
ローチを取るのでしょうか。

（事務局）

「十分な」の部分には、パブリックコメントだけではなく、多様な

手段の意味も入っています。

（委員）

子どもの育ちを保証するというのは、3に入っています。「子育ての視点を考慮し、子どもの主体的な権利擁護に十分に配慮されたい。」というところにうたわれています。待機児童対策を第一に挙げたのは、本来保育が必要とされているニーズに十分応えられていないという現状を解消していかなければならないという面で、現実的にならざるを得ないということで、これはこれでよいのではないのでしょうか。

（委員）

3の「子どもの主体的な権利擁護」ということについて、不足しているものは、民営化しなければならないのか、民営化すればいいのか、それが焦点だと思います。今、十分な職員の配置ができていないことを改善する方法は、民営化しなくてもあります。

8園ある公立保育園を減らしてしまっても、二度と公立保育園は増えません。認可外から認可されるケースもありますし、今後、民間保育園はどんどん増えていきます。公立保育園を民営化する必要があるのか、そこがもっと議論されるべき点ではないのでしょうか。民営化ありきではなく、子どもの育ちを保証する、児童福祉法第24条に基づいて、公の責任をしっかりと果たしていくには何が必要なのか。

民間保育園にも民間保育園の良さはあります。民間保育園がいいか、公立保育園がいいかという議論ではありません。たった8園しかない公立保育園を減らす必要があるのかということです。

四街道市も民営化が母親たちの反対でストップしましたし、船橋市で公立保育園を60園から30園にするというのも凍結しています。今はまだ親の意見は反映していない段階ですが、公立保育園の責任を果たして、民間保育園にも必要な援助をするというのがいいのではないのでしょうか。

（委員）

佐倉市は財政も厳しいですし、今までのように全て公立で担っていくというより、私たちも含めて、親も、地域も、社会全体が担っていくというところに目を向けていくべきではないかと考えます。公立保育園はノウハウを活かしながら、民間保育園の素晴らしいところも取り入れながら、国で作った骨格に基づいて枝葉を充実させていく視点が必要ではないのでしょうか。

（委員長）

公立保育園も残しながら、ある程度民営化してもよいのではない
か、保護者や地域に理解・協力を求めましょうというご意見ですね。

（事務局）

四街道市の例が出たので補足しますと、四街道市は人口が佐倉市の
半分ぐらいで、公立保育園２園のうち１園を民営化する提案がなされ
ました。政令市でも公立保育園１割のところもあれば、ほぼ１０割の
ところもあるなど、市によって差があります。

市としてお願いしたいのは、公立保育園の役割は当然あり、堅持し
ていきたいが、財源の限りもあるということです。現行では全部民間
保育園にすると、特定財源が毎年何億円か入ってくるという計算にな
ります。公立保育園の機能、役割を果たせる園数を維持しつつ、何園
かは民間に委ねたいと考えます。

何よりも、現在でも、施設長に事務系職員を３人充てていて、４０
歳代の保育士が１桁しかいません。年齢構成上、この先維持していく
のは難しく、何園かスリムにして、民間の力を借り、その分余った財
源と人的パワーを子育て支援事業に充てたいのです。

（委員長）

公立保育園は市が全部持ち出し、民間保育園は国県市が負担する
ということです。

（委員）

財政面では臨時職員が多いこともあって、運営経費は民間保育園の
ほうが高くなっているということです。今の国県の支出は今後も安定
的に確保できる保証はあるのですか。

（事務局）

保証はありません。子ども・子育て新システムの議論でも、民間保
育園の補助がなくなるとは書いていませんが、保証はありません。現
行制度ではこうなっているという話です。

（委員）

保証はないですが、民間保育園は現状でもかなり多くを担っている
ので、国もつぶすわけにもいかないと思います。援助していかないと
保育制度の屋台骨が崩れてしまいます。

公立保育園と同じく、民間保育園も一般財源化して市に預けて、裁
量でやれという考えもなきにしもあらずですが、地域間格差が激し
く、千葉県内でも成り立って行かないところもあり、裕福なところも

あります。民間保育園しかないところがそんなことになったら、市町村の保育を保証することができません。国もよくわかっていて、今後についても民間保育園を支えるという基本的な考え方は持っています。

（委員）

公立保育園がなければならないということは市も認めていますし、民間保育園長も認めています。何園が妥当なのかという話なのではないでしょうか。これからできる保育園はみんな民間保育園なので、8園をそのまま残して、守って行くほうがよろしいのではないのでしょうか。地域の子育て支援センターとしての役割は、公立保育園も民間保育園も担えます。そういう場所がたくさん、歩いていける場所にあったほうがいいと思います。地域の母親の子育ての拠り所としての施設はたくさんあってほしいです。

結局、市長のビジョンだと思います。きちんと子育てに投資をすれば虐待も防げたりもします。教育も、市長が、低学年から成人するまでの、佐倉の子どもたち全体をどう育てるのかという視点に立ったうえで、どうするかにかかっています。財政・企画部門が民営化しろと言ってきても、健康こども部としては、私たちがバックアップするので、「ここは守りたい」と、楯になっていただきたい。

（委員）

地域子育て支援センターについて、近所のお母さんを受け入れるのは、地域子育て支援センターです。保育園の中にあったり、新しく建てたりしますが、既存の保育園等は建物が目いっぱい使われていて、これ以上は無理です。拠点となるセンターは手軽に行けるところに、社会福祉法人が努力して、行政の協力も得ながら作って行かなければなりません。

（委員）

児童センターを子育て支援センターとして充実させるべきです。

（委員）

児童センターは5つしかありません。

（委員）

民営化を実施するにはまだ尚早で、もう少し議論すべきです。佐倉市が縮小していく中で、まちづくりをどうするか、コンパクトシティに集中化していくと言っても、実際はお金がないからできません。佐

倉は欧州型の分散型です。空家もあるし、人口も減って行きます。ですが、身近な所に施設があった方がいいので、小規模な施設は必要です。まちづくり、都市再生の中で考えて、その中に入れ込むことが必要です。効率が悪いかもしれませんが、地域の住民の利益を守るなら、小規模の施設を作って行くことです。ただ単に民営化ではだめじゃないかと思います。

（委員長）

方向としていろいろあると思いますが、当面、事務局から提案されたものがどうかという観点でお願いします。

（委員）

大きく、地域経営としてどうするのかということです。浜松市は子育て第一主義を掲げ、施策にプライオリティが反映されています。縦割りの組織かもしれませんが、大きく考えるべきです。

（委員）

市の職員の数も少なく、今までの仕事を少ない人数でこなすのは大変です。市の内部の改善が必要ではないでしょうか。職員に何かを尋ねると、「それはどここの課、誰々が担当です」と返ってきますが、利用する市民としてはそうではありません。「これは私の担当ではなく、こちらの担当」という対応に疑問を感じていました。紹介してくれる場合もありますが、うまく対応してくれないところもあります。

（事務局）

どうしてもセクショナリズムや、担当制があります。一般的な対応という意味での答え方ですが、説明が悪いのかもしれませんが。福祉のケースワーカーの業務では、自分の担当以外の所につながなければならないケースは多いです。インテークから、専門部署や専門機関につながるのは大事です。地域の拠点の形でつながりの持てるところが身近にあるのは重要だと考えます。

（委員）

市の内情について説明がありました。職員を100名以上減らし、いろいろな課で人が足りないという悲鳴を実際にも聞きます。保育士の施設長になる年代がすっぽり抜けているという説明もありました。そういう市の事情が様々あることを理由にして、民営化で乗り切ろうという、それは子どもにとっての視点から違うのではないのでしょうか。佐倉の子どもたちをどう育てるかという視点で判断するのなら

ば、民営化は良い方法なのでしょうか。

（委員）

限られた財源を効率的に使うということです。家庭だってこのお金で生活しなければならないとなれば、どう効率的に使うかということになります。市だって同じです。余ったお金を別の所に持って行くのは困りますが、さらに充実した保育事業のため、民間の保育の充実、施設環境の整備に使えるのであれば賛成です。

（委員）

限られたパイを分け合うというのとどちらにするのかとなりますが、そうではありません。決して民間保育園を否定してはいません。市長の政策、ビジョンでは、子育てを大事と言っているので、だったら言行一致で財政も充てていただきたい。こちらのものをこちらに寄せてということではなく、子育て施策の財源自体を増やすことです。民間保育園も良くして、公立保育園も職員採用するということです。蕨市長は、借金の返済と財政調整機金の積立で、合計 100 億以上を生み出しましたとよくおっしゃっています。そのお金をぜひ子育てに使っていただきたい。この委員会はその判断したと言いたいのです。

（委員）

子どもにとって、公立がいい、民間がだめということではありません。子どもにとっていい保育環境にしてあげるのが私たちの役割です。公立保育園はもっと民間の力を、もっとあるものを活用したらどうかと思います。民間にも保育に情熱を注げる力、お金があります。それを少し使って、どうしても必要な部分は公立保育園が担って、民間の力も借りるということです。

（委員）

待機児童がいて、保育園はもっと必要です。しかしこれからは公立保育園はできません。だから、今ある公立保育園を民営化することはないでしょう。これからは民間保育園しかできません。公立保育園を減らす理由はどこにあるのですか。

（委員）

公立保育園は、職員も減ってきて、保育自体が置き去りになっています。

（委員）

そこを改善すればいいのです。

(委員)

それが8園のままではできないのです。

(委員)

市長が子育てを大事にするという考えを実行するならば、市の責任において改善すべきです。

(事務局)

現在の公立保育園8園を残して、新たに民間保育園をというお考えもあろうかと思います。しかし、今ある8園を衰退させるわけにはいけないのです。今より良くしなくてははいけません。

市がお金を出すのは、保育園や学童保育だけではありません。様々な面で支出増えていきます。お金があるから、ないからではなく、子ども手当も含めて、子どもたちに対する様々な施策は見ていかなければなりません。市の市税収入が落ちていく、市の総体の収入が落ちていく中で、修繕なども後手後手で、場当たりのにつないでいくのは好ましくありません。

保育園等の在り方検討会の中で3年にわたって議論をして提言をいただき、それがまだ暖かいうちに、市の方針をこういう形で提案しました。最終的に公立保育園が何園になるかわかりませんが、今より悪くなることはありません。

(委員)

私は保護者代表として市民委員に名を連ねていますが、保育園のお母さんの意見を代弁できません。それでも保護者に意見を聞いたという形で答申するのですか。保護者の声がない段階で、賛成とは言えません。

(委員)

「原案は、概ね妥当と認めるものの、」を変えてはどうでしょうか。

(委員長)

妥当と認めない方が半数ぐらいいらっしゃいます。多数決ではありませんが。保護者に意見を聞くことや、社会福祉法人を先に考えるということは入れていただきました。

(委員)

「原案については、佐倉市の子育て支援策のさらなる充実に向け、

…」とつなげてはいかがでしょう。概ね妥当と認めているとするのには、異議があります。

（委員）

4の「民営化する事業者を選定する場合にあっては…安定した経営基盤と運営実績を有する社会福祉法人から考えられたい」とはどのような理由でしょうか。NPOや任意団体もあります。地域の子育てや教育には外部の企業ではなく、地域の間が関わる、地域の運営が前提と考えます。保育は素人なので研修期間は必要ですが。社会福祉法人であれば、それだけで実績があると言えるのでしょうか。NPOでも野外活動等の実績があり、高度なこともやっています。地域雇用を生むことが必要です。特定の企業がよいという考え方には反対です。

（委員長）

株式会社が儲けを得ようと来る場合もあるので、社会福祉法人から募集を初めて、いなかったら次へという方法です。

（委員）

社会福祉法人でも、子育ての活動をしていないところもあります。

（委員）

社会福祉法人は、たとえ持ち出ししようとも、赤字でも撤退することはありませんでした。福祉の目的は、お金ではなく、対象者の、子どもの健全の育成のためです。

（委員）

社会福祉法人だけでなく NPO、任意団体も対象にしていきたい。

（事務局）

答申の意見の中で、質的に違うものがバラバラに入ってしまっています。事務局で、原案の修正の意見、実施上の留意点、附帯意見などに分類し、順番を変えてまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員長）

後で順番を整理してくださるということですね。よろしいでしょうか。

（各委員、異議なし）

（委員）

我々は親と実際に話してきました。話してみると反対だということでした。よく説明して、説得すればわかってもらえるかもしれません。NPO や任意団体に説明したら、今のままだいいという意見が圧倒的でした。

（事務局）

これは決定ではなく、基本方針です。2年間、父母の代表も入って、保育園等の在り方検討会で議論し、その提言を受けて、市の方向性を出したもので、これで民営化するではありません。方向性を示し、そのうえで保護者の声を聞くような、あらゆる手段で情報収集もしながら進めていきます。

（委員）

「概ね妥当」とは認めていないので、これは削除していただきたい。

（委員）

自治基本条例や西部自然公園など、その他いろいろ議論に参加してきましたが、最後に全部行政側ですり替えられました。行政の手に渡るとどういう文章になるかわかりません。

（事務局）

ここまでのご意見を受けて、修正案を提案いたします。

本文4行目の「、概ね妥当であると認めるものの」を削除。

意見の4番で、「社会福祉法人」の後ろに「等」を追加。株式会社ではなく、NPO、学校法人など、公益事業を行っている団体という意味です。

全体について、中身は変えず、番号の整理を行います。

以上について修正したものを、委員長、副委員長に確認いただき、他の委員には写しを送付する形でよろしいでしょうか。

（各委員、異議なし）

（委員長）

ご異議なしとのことですので、これで決定します。

以上をもちまして会議を終了します。

以 上